

明るい選挙広報紙

# しろばら



令和3年2月 第114号

令和3年度に予定されている選挙だよ！  
今年は選挙がいっぱいあるね♪



選挙のめいすいくん



めいすいくんの弟の  
ただしくん

忘れずに投票に行こうね！！

選挙の種類	任期満了日 (日付順)	前回投票率
和泊町長選挙	令和3年7月13日	無投票
大和村長選挙	令和3年9月9日	無投票
衆議院議員総選挙	令和3年10月21日	70.02%
伊仙町長選挙	令和3年10月30日	91.65%
龍郷町長選挙	令和3年11月9日	89.41%
奄美市長選挙	令和3年11月30日	48.06%
知名町長選挙	令和3年12月20日	88.92%
伊仙町議会議員選挙	令和4年2月2日	89.38%

※ 衆議院議員総選挙の前回投票率は、奄美群島内の合計です。(県内投票率は56.09%)

選挙は、私たちの暮らしや社会づくりに参加できる大事な機会です。

「贈らない」、「求めない」、「受け取らない」ことはもちろんですが、「**棄権しない**」ことも大切です。

自分の1票を有効に生かすため、期日前投票を活用するなどして、必ず投票に行きましょう！

## 人事異動や就職、進学などで引っ越したら、住民票を移しましょう！

地方選挙（国政選挙以外）で投票をするには、日本国民で満18歳以上であることに加えて、引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する必要があります。この条件を満たして市町村の選挙人名簿に登録されて初めて、地方選挙の投票を行うことができます。

自分の暮らす地域の選挙で投票するために、必ず住民票の異動手続をしましょう。

Q 引っ越したら、どこで投票できるのですか？

A 新住所に引っ越してから、3か月经過していれば、新住所地で投票ができます。ただし、住民票を移している必要があります。

Q 引っ越して3か月经たないうちに選挙があるときは、投票できないのですか？

A 引っ越し前の住所（旧住所地）に3か月以上居住していたのであれば、旧住所地で投票ができます。

（注）都道府県（市区町村）の選挙においては、当該都道府県（市区町村）の区域外に転出した方は、当該都道府県（市区町村）の選挙の投票はできません。



## ～「投票所入場券」のはなし～

投票は投票所入場券がなくてもできます！！！！

投票所入場券は、投票所において本人確認を的確かつ円滑に行うことなどを目的に各市町村の選挙管理委員会が発行しています。

また、投票日や投票所のお知らせなどにも使用されている場合もあります。

例えば、買い物で投票所の近くまで出かけた場合など、投票所入場券がなくても“買い物のついでに”投票所で投票をすることができます。（氏名、住所、生年月日等の確認を行います。）

投票を忘れずに！



詳しくは、お住まいの市町村選挙管理委員会へお問い合わせください。

